

〔史料紹介〕

二つの児玉家、岩槻藩と弘前藩の児玉家

— 児玉南柯と児玉武七について —

福井敏隆

はじめに

縁あって、平成25年（2013）4月から弘前市立弘前図書館の非常勤嘱託員として勤務することになった。仕事は二階の調査室で行う資料や本の出納と、レファレンスサービスが主なものである。昔は、弘前図書館には資料に精通した、生き字引のような職員がおられて、県立郷土館勤務時代の調査・展示や、その他自分の個人的研究に際しても、資料の事では随分お世話になったものである。恩返しの意味も含めてこういう仕事をしていこうと思った次第である。

さて、カウンターの中に入って、レファレンスを受ける立場になり、色々な調べ物をするようになったが、筆者の専門である近世の事はかりでなく、他の時代の事についても回答をしなければならず大変である。また、意外に簡単なことがわからない場合もある。直接来館される方他に、電話やFAX等での問い合わせもある。以下、紹介するのは、さいたま市岩槻区在住の大塚茂樹氏からあった問い合わせに対するレファレンスが契機となって判明したことである。なお、児玉は小玉とも

表記される場合もあるが、本文では児玉に統一したことをあらかじめお断りしておく。

平成27年（2015）9月に大塚氏から問い合わせがあり、岩槻藩に文化年間（1804～18）に活躍した児玉南柯なつかという儒学者がいるのだが、弘前藩の児玉家と親戚関係と思われるので、どういう関係になるのか調べて欲しい旨の依頼があった。この依頼により弘前藩の児玉家について調べたことを大塚氏に報告をしたのだが、その後も大塚氏とやりとりが続き、意外なこともわかり、去年9月17日に弘前大学国史研究会60周年記念大会でそのことを報告をさせて頂いた。また、大塚氏の仲いで岩槻区でも11月4日に「語り部研修講演会」として、同じく報告をする機会を設けてもらった。両報告では時間の関係で、史料そのものを紹介はできなかったもので、今回、報告の典拠となった史料を紹介することにする。児玉家は岩槻藩と弘前藩に親戚として同時に存在した藩士家であり、交流もあったことが判明した。このような状況は別に珍しい事ではないと思われるが、具体的に藩士の交流が裏付けられたのは弘前藩ではないと思われるので、紹介する意義はあると考えたわけである。

岩槻藩の児玉家

まず、大塚氏からの情報によれば、岩槻藩の児玉家の系譜は左記の様であった。初代は「故ありて津軽家から暇を取り岩槻大岡家に仕官した」とのことで、9代まで確認できていた。また、初代藤兵衛の父は市右衛門森克ということであった^①。

初代藤兵衛親純―2代宋蔵親繁（養子）―3代宋吾琮（養子…これが南柯）―4代藤太親輔（養子）―5代宗軒親謙（養子）―6代親弘―7代親愛―8代親輔―9代宗一（昭和52年没）

この岩槻大岡家とは、9代將軍家重の側用人を務めた大岡忠光を藩祖とする岩槻藩大岡家の事である。忠光は宝暦元年（1751）に1万石を領す大名となり、同6年に加増されて2万石となり岩槻城を与えられた^②。江戸が接点のように思われたので、江戸常府の藩士の由緒書にあたってみた。元治元年（1864）の「江戸家中御家中明細帳^③」を調べたところ、児玉家が書かれていた。以下、「史料1」として児玉家の部分を紹介する。なお、同種類の史料として慶應2年（1866）改の「江戸御家中明細書^④」もあるが、こちらには児玉家の記載はない。共に弘前市立弘前図書館蔵の史料である。以下、特に断らない限り、同館の史料を利用したことをお断りしておく。

〔史料1〕「江戸御家中明細帳（五）」元治元年（1864）TK288

―20（句読点等は筆者・以下同じ）

初代

児玉市右衛門

一 宝永三丙戌年六月四日金三枚五人扶持被下置、御中小姓格御馬役被召出之、但御中小姓格御馬役下申義ハ申出、○同四丁亥年四月六日御目見、○正徳二千辰年五月六日新知百石被下置之、○享保七壬寅年八月十九日於国元百石御加増被下置之、古明細帳・申出共、○同九甲辰年十一月七日於国元御手廻格被仰付之、七月朔日ニ有之、○同十六辛亥年正月十四日病死、

市右衛門俵

二代目

児玉円之助

後改 金平 武右衛門 市右衛門

数馬

一 享保六辛丑年五月五日御目見、○同七壬寅年四月十六日袖留願之通、○同八癸卯年八月四日前髪執願之通、○同十一丙午年十一月廿二日御召馬之方御番被仰付之、申出、○同十六辛亥年四月廿八日親市右衛門跡式無相違、高式百石八人扶持被下置、御召馬役被仰付之、但御中小姓格御馬役仰付之候旨申出之、金平ト名改不知、○同十八癸丑年十二月朔日武右衛門ト名改願之通、○元文三戊午年正月廿八日市右衛門ト名改願之通、○寛保元辛酉年六月四日御馬廻江組人被仰付之、問合：古明細帳・申出共、○同二壬戌年六月三日二番組被仰付之、○宝暦三癸酉年七月廿三日御広舖御番介被仰付之、○同七丁丑年十月十日数馬ト名改願之通、○同九己卯年四月廿一日御手廻格被仰付、当分御馬役加役被仰付之、○同十庚辰年二月四日兼役御免被仰付之、申出、○安永七戊戌年十二月十六日病死、

數馬倅

兒玉安太郎

一 宝曆五乙亥年十二月十五日御目見、○同六丙子年二月十五日袖留願之通、○同七丁丑年二月三日前髮執願之通、○同十三癸未年四月廿八日月並出仕願之通、○明和二乙酉年三月九日先頃堀長門守様中間江手疵負七不埒之仕方、其上常々不行跡二付、嫡子難相立候間、此旨可被相心得旨親數馬江被仰付之、○同廿一日久離願之通被仰付之、

數馬二男

三代目

兒玉十蔵

一 明和三丙戌年三月朔日嫡子願之通被仰付之、同十五日御目見、○安永二癸巳年十月朔日月並出仕願之通、○同五丙申年四月朔日御奉公見習願之通、御中小姓被仰付之、○同八己亥年三月十五日親數馬跡式知行式百石之内百石四人扶持被下置、御馬廻被仰付之、○同年六月十七日五番組被仰付之、○同九庚子年八月十七日病死、

実十歳弟

十歳末期養子

四代目

兒玉武七

一 安永九庚子年十二月朔日親十歳跡式無相違、高百石四人扶持、被下置、御留守居組被仰付之、○同年正月十九日三番組被仰付之、○天明元辛丑年、四月十三日天明ト改元、五月朔日御目見、廿三才○同年閏五月朔日月並出仕願之通、○同十五日御馬廻江組入被仰付之、○同年七月廿九日六番組被仰付之、○同年十二月朔日御小姓組被仰付之、○同廿一日四番組被仰付之、○寛政四壬子年四月廿六日御武器奉行加役被仰付之、○同九丁巳年四月廿七日寄合被仰付之、御武器奉行是迄之通被仰

付之、○同十戊午年二月十三日御目付被仰付之、○同年十二月三日勘

定奉行被仰付之、五十俵御役料被下置之、○文化三丙寅年四月十三日

御屋敷御名目を以金子借用菊屋五郎右衛門江用立并数口之証印之扱、

不届至極二付死刑ニも可被仰候得共、格段之以御憐憫身上被召上御国

許江被差下、於一間所蟄居被仰付、尤家財ハ妻子ニ被下置、御屋敷引

取被仰付即日、御国許江被差下之、但同年正月十九日勤仕并他出共御差留、慎罷在候

様被仰付之、二月晦日急度慎罷在候様被仰付之、三月廿六日御尋御用中、別長屋被仰付、罷在候処、本

文之通被仰付候、

武七倅

兒玉円作

一 文化二乙丑年十二月廿六日金五両式人扶持被下置、外ニ金式両御四季施料被下置、雅之助様御相手被召出之、但同元子年三月より御相手ニ罷出候処、御内々之養留無之、同十七日ニ御手当有之、○同廿八日御目見、○同三丙寅年四月十三日親武七不届二付、永之御暇被下置、御屋敷引扱被仰付之、

弘前藩の兒玉家

この史料から、弘前藩の兒玉家は岩槻藩の兒玉家と本家と分家関係になると思われた。また興味深い記述があった。それは、江戸で勘定奉行を務めていた4代目の兒玉武七が改易処分を受けている事である。さて、兒玉家は宝永3年(1706)6月4日、4代藩主津軽信政時代に、初代市右衛門が中小姓格の「御馬役」として金3枚5人扶持で弘前藩に召し抱えられたのが始まりである。「江戸日記」⁵⁾では、同日条に「御馬

乗方」として召し抱えられた記事が出て来る。この役は、当時の先役、青沼・有海・木立の三家と同様であつたらしく、宝永3年の「分限帳」第二ノ二では、「御馬乗方」の4人目に市右衛門の名前が書かれている。市右衛門は正徳2年(1712)に、金給から新知^{しんち}100石を宛がわれ、享保7年(1722)には200石に増されしている。国元に於いて手廻組番士格になっているが、「御馬役」が本役であつた。享保16年(1731)に病死。

2代目数馬は、部屋住みのまま藩主の「御召し馬の御番」を務め、父の死後200石8人扶持の家督を継いだ。正式に「御召し馬」役となるが、その後は御馬廻組番士として勤務し、御広敷番の介(助)補助役となり、父と同様手廻組番士格として、当分「御馬役」を加役として務めた。宝暦10年(1760)に「兼役」御免となった所を見ると、「御馬役」の任務は解かれたものと思われる。安永7年(1778)に病死。藤兵衛は数馬の弟である可能性が高い。

3代目十蔵は、兄の安太郎が不行跡につき久離となつたため、次男であつたが、安永8年(1779)に家を継いだ。しかし、兄の不行跡の影響で、家禄は半減され100石4人扶持となつた。御馬廻組番士を務めたが、翌9年(1780)に病死した。そのため、十蔵の末期養子として、この年4代目を継いだのが、十蔵の末弟武七である。

武七は御留守居組に配属され、役につけずにいたが、天明元年(1781)閏5月に御馬廻組番士として出仕し、同年12月には御小姓組に配属された。寛政4年(1792)4月に武器奉行が加役となり、同9年(1797)4月武器奉行が加役のまま、寄合となつてゐる。翌10年

(1798)2月に目付となり、この年の12月に勘定奉行に出世し、役料50俵をうけている。3代目までは手廻組もしくは馬廻組の番士を務めるのが限度であつた児玉家にとっては、武七の出世はある意味、例外である。そのため本来持つていた「御馬役」としての役目は児玉家にはなくなつたと考えられる。また、武七の伴田作も、文化2年(1805)12月に金5両2人扶持に御四季施料2両を貰い、雅之助(後の10代藩主信順)の「御相手」(「児小姓のことか?」)を務めていた。親子で出仕していたわけである。この下地は、武七が8代藩主信明・9代藩主寧親の御小姓を務めた時に培われたものと考えられる。しかし、「好事魔多し」の言葉の通り、翌3年(1806)4月に、江戸屋敷で必要であるという名目で、(御用達商人)菊屋五郎右衛門に金子借用の便宜を与え、(それらの証文)数口の証印を(無断で)扱つた罪により、本来は「死刑」にもなるべきところ、(藩主の)格段の御憐憫をもって、身上召し上げの上、国許にて一間所蟄居処分になつた。田作も親武七に連座して永の御暇となつたのである。

この記述で、児玉家の家系は途絶えたのかと思つたが、「士族代数調」を調べてみると、児玉家の家系を見つけることができた。それが〔史料2〕である。

〔史料2〕

「第二十区内小四区士族代数調 緑丁・徳田丁」(YK288-273)

代数調

初代 市右衛門 森克

二代 数馬 借賢
三代 十蔵 茂弘
四代 武七 隆任
五代 円作 良貫
六代 要吉 茂松
右之通二付、私代迄七代二相成候儀
相違無之候、

第廿区徳田町壺番居住

士族

壬申十月 兎玉三八（黒印）

これによれば、初代市右衛門から7代三八まで家系をたどることが出来た。5代を円作がついでおり、弘前藩の兎玉家は藩士としてその後も明治維新まで続いていたのである。7代目の三八の時に廢藩置県を迎えたことになる。

兎玉南柯について

それでは話を岩槻藩の兎玉家に戻そう。兎玉南柯（1746～1830）であるが、彼は日記を残しており、また儒学者としてのみならず、岩槻藩の藩政にも深くかかわった人物であるため、一生の動きをかなりたどるのである。また、岩槻では今も「南柯」先生として有名で慕われており、埼玉県内では他市町村でも名前が通る人物である。実は南柯

は兎玉家出身の人物ではなく、2代の親繁の養子になって同家を継いだ。元々は幕臣の家系であった。『岩槻市史』に掲載されている、「小玉南柯略年譜」から略記すると、以下のようになる。

祖父は白井常慶といい、絵島生島事件で有名な絵島の実弟で、この事件に連座して江戸追放となった。常慶は京都に上り、そこで男子二人を設ける。長男俊高は白井の姓を名のらず、母方の豊島姓を名のった。これが南柯の父豊島俊高である。しかし、俊高はのち沢氏の養子となり、刈谷侯土井利信（カ？）の家臣として沢柱治俊高として過ごした。俊高の長男として甲府で生まれたのが南柯である。しかし、南柯は9歳の時老中本多伯耆守正珍の家臣天野与次右衛門（親戚と思われる）に預けられ、宝暦6年（1756）、11歳の時に岩槻藩士兎玉親繁の養子となった。大岡忠光が側用人となり、2万石に加増され岩槻城主になった年にあたる。同11年に南柯は、中小姓として、6両2人扶持を貰い大岡家に仕出する。2代藩主大岡忠喜の時代にあたり、この時点では養父親繁も在職中であつた。同13年（1763）に江戸詰めになった。明和8年（1771）に藩主忠喜の推薦で昌平坂学問所（正式には学問所）に入校し、林鳳谷に師事する。この事が南柯にとって大きな転機となり、安永4年（1775）に若君式部（のち3代藩主忠要）と弟鶴次郎（のち4代藩主忠烈）の素読相手となる。同9年に領地の安房国朝夷郡奉行となり、禄20石を賜っている。同9年に赴任地の南朝夷村沖合に清国商船が漂着し、その処理にあたる。交渉は筆談で行ったものの意志疎通ができたようで、このことを寛政2年（1790）に「漂客記事」としてまとめている。安永10年（1781）に家督を継ぎ、80石となる。天明2

年（1782）に忠家が家督を継ぎ、その御用を務めたほか、忠要の学問相手となる。また、この年、御側御用に栄進する。同4年には勝手向取締りを命じられ、藩財政立て直しのため5か年の儉約を行う。

しかし、同8年（1788）部下の藩金横領事件に連座し食禄4人扶持に減禄され、城外の裏小路に「社門幽居」となる。この謹慎処分は5か月ほど解けた。寛政元年（1789）に武藤富三郎を児玉家の養子として迎え児玉藤太と名乗らせる。同2年に4代藩主忠烈は南柯を国老として遇し、侍読・政務の顧問として登用する。同3年から南柯を呼称とする。寛政8年（1796）、5代藩主忠正（忠烈の養子・加納遠江守久周の子）の時代になると、忠正の実父加納久周の推挙により老中戸田氏教や本多忠壽に度々会い、国務（幕政のことか？）に関して策問を受けている。翌9年には藩主忠正から、侍読ならびに藩士の教育を司るように下命される。このことが契機となり、南柯が会約を作り、同11年（1799）、私塾「遷喬館」（文化年間に藩校となる）が裏小路の侍屋敷の一画に設立される。建物は現存しており、埼玉県指定史跡である。同12年には「遷喬館」の敷地内に講武所が設置された。享和元年（1801）には伏見奉行である加納久周について京都・奈良・大坂などを遊行する。文化元年（1804）には久周の助力で東北遊行までしているのである。この年、「漂客記事」が出版された。同3年には、南柯は村人に六諭衍義を講じており、遷喬館で藩士に儒学を講義するのみならず、広く庶民教育にも携わっていることがわかっている。これらの事は養子の藤太にも良い影響をもたらし、同年藤太は南柯の功績を賞され高60石を賜ることになる。のち、文化12年（1815）には藤太は同じく

南柯の功績により、一代限り1000石の加増を受け、1600石の家禄となった。2万石の大名の家臣としては上級藩士に属すると言えよう。また、藤太は文化5年（1808）に宅地をもらい新居に移転をしているので、岩槻藩の児玉家は親子同時出仕の状態であった。文化年間に南柯は年齢も60代となり、家督を藤太に譲つてもよいと思われるのだが、その記述は見あたらず、儒者として「遷喬館」での講義を続けたようである。文化8年には、南柯の建言で「遷喬館」の傍らに武芸稽古所を置いたとあるが、前述の講武所とどう違うのかは不明である。文政元年（1816）、6代藩主忠固の時代になると、藩儒侍読となり、依然講義を続けていたようである。75歳になった同3年には、「遷喬館」での教授が減ったとある。同6年には藩主忠固の長子の名づけ親になるなど、藩主家からは依然厚く遇されている。同13年（1830）新小路の自宅で病没。85歳であった。城下の浄土宗浄安寺に葬られた。藩儒のまま死去したようである。

南柯は生涯の大半を儒者として岩槻藩に仕えた人物である。しかし当初は安房国朝夷郡奉行を務めた際、漂流した清国船の処置にあたったり、藩財政の立て直しを担当したり、行政官僚としても能力があった人物と思われる。しかし、部下の藩金横領事件に連座して一旦失脚してからは、4代藩主忠烈からは「国老」（家老と思われる）として遇されるも、再び政治の表舞台にたつことを避け、侍読・政務の顧問として岩槻藩で重きをなし、藩主をはじめ、藩士、庶民の教育に力を注いでいった様である。これがのちの藩校「遷喬館」の設立に結びつくと思われる。しかし、2万石の小藩にとっては、藩校の維持は財政面では決して楽ではな

かったと思われる。文化12年（1815）に自身の禄25石を割いて「勤学所」（遷喬館）のことか？）の諸費用に宛てたりしている。儒者としての南柯には、著書は多数あるが、教科書として四書五経を解説したものがほとんどで、儒学者として自説を立てたわけではない。弘前藩において「宝暦の改革」を主導した、徂徠派の儒学者であり行政官僚であった乳井貢に似ているが、貢とは違って教師として儒者に徹した人物であったといえよう。

児玉武七について

一方、弘前藩においては、南柯に匹敵する人物に児玉武七（1759～1821）がいる。活動時期もほぼ同時期である。前述したように、武七は児玉家の当主としてはそれまでになく出世した人物で、江戸で勘定奉行に昇任した。しかし、その在任中に疑獄事件が発覚し、首謀者の一人として失脚する。南柯とある意味同様である。しかし、南柯は失脚後に、再び岩槻藩で重きをなしていくのに対し、武七の場合は、再出仕は認められるもののその後の経歴はそれ程でもない。前置きが長くなったが、武七の疑獄事件をみてみよう。

事の発端は、弘前藩の蔵元を務めていた菊屋五郎右衛門が文化2年（1805）分の廻米代金4650両（当初は4300両とあり）を藩に納入できなかったことによる。「江戸日記」¹⁵によれば、同年11月28日に500両上納したほかは納入が出来ずにいた。12月21日条の記事によれば、秋頃から金が滞るようになり、納入について勘定奉行が色々催促

をしたものの、日限を切った納入約束をしながら結局納入できず、ついに蔵元として役目を果たすことが出来なくなり、12月26日には、「不埒の致し方」を理由に、詮議中は親類の三谷勘四郎方へ預けるという処分が藩から下されている。納入出来ない4300両については、もう一人の蔵元津軽屋三右衛門がまず2000両を納め、残りの2300両については10年賦、無利息で津軽屋が納入する取り決めがなされた。この時点で、菊屋の借金が他に、上野御料物金1000両（内容は不明）と、近江屋喜平治より2000両あることが判明している。長くなるが12月21日条の記事を（史料3）として載せることにする。なお、翻刻に際し本会員の瀧本壽史氏の協力を得た。記して謝意を表しておく。

〔史料3〕「江戸日記」文化2年（1805）12月21日条

一 勘定奉行申出候、菊屋五郎右衛門当御廻米売立代金上納向之儀、夏中迄ハ申出次第相納候処、当秋頃より遅滞及候に付、論立申候得とも、其月中ハ某方早敢急不申候に付、津軽屋方と繰替願候通申出、其翌日よりハ同人方一手に而、皆納迄引受上納可仕之旨、彼是申出十月末頃より、墨々遅滞、左候二付、無油断論立、其上日切之上納申付候処、十二月十日迄皆納受書申出、右之内十一月廿八日漸五百両相納候、於下御屋敷僉議致候処、日々之様申延被書、日切二いたり又々同月廿日迄無相違皆納可仕之旨、専堅き請書ヲ以申出候処、又々廿五日迄日延申出、段々相違盡皆不埒之致方に付、其度々嚴重遂僉議候事ニ御座候得とも、尚又当廿四日五郎右衛門取寄、於会所私共に而、相尋候之処、兎角上納手段無之旨、翌廿五日別紙願書持参罷出候に付、私とも出席

勘定小頭ヲ以、右之始末相尋候処、申出紙面之通ニ取納、御蔵元被仰付候義より手薄ニ而御座候旨、取仕御用向相勤候由、其上三ヶ年已前、戌年・翌亥年兩年買穀等ニ而、損分仕、前々手薄御座候処、別而書損分已來借財高二相成、御廻米売立代金ヲ以、為利返色々自分差繰仕罷有候由、然処当年も明年も繰出金為便利当夏より金主先江、此口売立金を以返済相立、当冬より之繰出金候故者、頼通候処、去・当年米価下直に而、一統融通差塞り、破談ニ及候之由、然ハ年来終始跡繰之差配いたし置候義者、相聞得申候、仮令何れニ申出候而も、大金之義、右之成行コトマク 悉 穿鑿不仕候而ハ、願書可返、向々私共に而沙汰難申上候間、与得相糺可申付候得とも、彼是仕候内、月廻ニ及、明年御廻米取扱方約定不取候ニ付、左ニ申遣之、

一 五郎右衛門御用向難相勤候付、同人よりも別紙申出、津軽や方一手ニ被仰付度旨申出候、明年御廻米之儀ハ津軽屋方一手之取扱ニ被仰付候様、

一 別紙申出二者、五郎右衛門不納分、津軽や方江相頼、御差支ニ及不申候様頼合之由申出に付、弥三右衛門方ニ而承合有之候哉之旨、相尋候処、今ニ有無之返答無之由、五郎右衛門口上ニ而申出候、

一 五郎右衛門御蔵元難相勤、其上不埒之者ニ御座候、被下方共御取上之上、御片付之儀沙汰仕可申付候へとも左候而者、一切手放ニ相成、右金不納之始末追々詮義方手懸、無御座候に付、与得穿鑿仕可申上候、

一 当暮御入用金、御廻米代差延候而者、三千兩余御不足相立候処、又々四千三百兩五郎右衛門より不納相成候而者、弥以差支ニ至り候に付、此末御廻米三右衛門一手之取扱ニ被仰付候へハ、五郎右衛門是迄

之取扱ニ付、蒙御手当を候分、則三右衛門江相廻、右余分を以、四千三百兩三右衛門より出金之儀、私共ニ而兼而申談候処、弥御廻米一方之取扱可被仰付義ニ御座候ハ、右金高相納可申旨、乍去一度ニ納切二候而ハ、過分之金高故、難決仕候間式千兩ハ納切二仕、残り二千三百兩ハ差当候処者、無利息に而相納、御問合來春又々拝借之上、十ヶ年賦上納ト被仰付候旨、三右衛門より申出候、其余此旨申上候通、上野御料物金千兩、近江屋喜平治より式千兩、御借入ニ而、御払金御都合仕候、右上納方遲滞之儀、先頃一通申付候得とも、当年中穿鑿申付、相片付兼可申に付、明年御廻米取扱之儀、沙汰仕別紙差添申上候旨、申出之通、右申出之通可被仰付候哉、五郎右衛門義ハ、右詮義之内、同人親類三谷勘四郎江預置可申旨申出候間、預置候様申付候、沙汰仕此段申付候、以上、

御用人

但、御国元勘定奉行よりも前書之通
被仰付候而も、何之御差支無御座旨、
申出候、

この年、弘前藩では蔵入に3000兩余の不足がでており、その上4300兩の納入不足が決定したことは、大きな痛手であったと思われる。かくて、菊屋については、蔵元として任務が果たせない状況になった原因が調べられていく。その過程で、以下のような借金まみれの状態が明らかになった。菊屋の借金内訳を抽出したものが〔表1〕である。

〔表1〕 菊屋五郎右衛門の借金内訳（文化2年（1805）の分）

年	月	借入内容	借入金額	借入理由
文化2年	11月	三谷勘四郎（甥）から落合と児玉が借用。これを菊屋へ渡す。	1000両	
文化2年	7月	海老屋忠兵衛から落合と児玉が借用。これを菊屋へ渡す。	1000両	
文化2年	4月	近江屋喜平次・大坂屋収蔵・伊屋友七の3名から菊屋が借用。落合と児玉が奥判手形を出す。	1000両	
文化2年	12月	三谷勘四郎（甥）から菊屋が借用。児玉が奥判の表を出した。	700両	
文化2年	8月	上総屋忠兵衛から菊屋が借用。加印を三谷勘四郎（甥）と弘前藩医杉村元碩（菊屋の親戚）が押し、証印を外川屋善兵衛が押ししている。児玉が奥印を押ししている。	350両	
文化2年	8月	上総屋忠兵衛から菊屋が借用。加印を三谷勘四郎（甥）と弘前藩医杉村元碩（菊屋の親戚）が押し、さらに菊屋・三谷・杉村の3人が証印を押し、児玉と落合が奥判手形を出した。	300両	
文化2年	11月	喜多村源右衛門・伊屋友七から菊屋が借用。加印を舛川屋善兵衛が押し、証印も舛川屋が押した模様。児玉と落合が奥判手形の表を出した。	500両	
文化2年	9月	川越屋庄兵衛から菊屋が借用。児玉が奥判手形の表を出す。	100両	
文化2年	10月	文蔵（浅草田町の住人）から菊屋と加判を押しした村元が借用。児玉が奥判手形の表を出す。	100両	

（借用）手形10枚・・・上記によれば、借用は9件。「3」は100両借りて、600両返済。残りの400両分について再度手形を出したのか？

金高 6050両・・・但し、「3」は600両返済済みで、残金400両の借用。よって、実際は5450両（1両＝10万円とすると、約5億5千万円）の借金。

※借用順は、3↓2↓5↓6↓8↓9↓1↓7↓4 の様である。同月の借金はどちらが先かは不明。

※菊屋の借金原因は元々が菓子商で、蔵元としては経営基盤が弱いことによるものと思われる。

※菊屋の甥三谷勘四郎は本両替、藩医の杉村元碩は、菊屋の親戚である。

※菊屋と児玉の事については、梅谷文夫著『狩谷極斎』70～80頁に触れられている。

これによれば、勘定奉行であった児玉武七は、菊屋の借金の状況にすべて関わっており、黙認をしてきた可能性もあり、言い逃れのできる状況ではなかったことがわかる。かくて武七は同役の落合新次郎と共に、文化3年正月19日に、勤め及び他出を止められ、慎み処分を受けることになる¹⁸⁾。なお、武七と落合新次郎の両勘定奉行は、藩邸で必要だという名目で借りた菊屋の借金保証のため、証文の裏印を押すなど様々な便宜を図っていたことがわかり、前述したように、改易処分を受け、国元で一間所において蟄居処分となる。しかし、菊屋の借金総額は5450両であり、本来であれば死刑に該当する罪科であったが、死罪は免れた。それは、菊屋に金を貸した金主が証書類を弘前藩に返したためである。恐らく、死一等を免じたのは9代藩主寧親であったものと推定される。この点は、岩槻市での「語り部研修講演会」に参加された大村進氏（『岩槻市史』編さん事業当時に主任編集員を務めた方）のご質問に答える形で改めて認識をした次第である。寧親は8代藩主信明の後を受けて、弘前藩が大きな被害を出した天明の飢饉の復旧に当たっていくが、享和から文政年間にはかなり復旧が進み、寧親は藩主独自の支出ができるお手元金（史料によって金額が一定しないが3万8千石余だという説がある¹⁹⁾）を持つていたようで、その金が活用され、証書類をとりもどした可能性もある。

さて、「江戸日記」には、児玉武七と落合新次郎、両勘定奉行につい

てなされた詮議の様子がかなり細かく記述されている。それを、史料として提示しても膨大すぎるので、処分の決定部分のみを〔史料4〕²⁰⁾として提示して終わることにする。最終的には、二人は国元に護送され、相沢村（現青森市浪岡字相沢）で一問所蟄居となった。

〔史料4〕「江戸日記」文化3年4月13日条 No.989・989A

一 於別御長屋御目付申渡之覚、

落合新次郎

其方儀、御屋敷御名目を以、諸向より金子致借用、菊屋五郎右衛門是又御屋敷 御名目を以、其方并武七兩人引請、奥印被相頼候借用金之分共五郎右衛門自分借財之方江振向差繰候、口々数多有之趣相聞得、段々僉義之処相違無之旨及白状、言語道断不届至極ニ付、死刑にも可被行者二候得共、金主先之者共数口莫大之損分致致口之証印手形不残上納ニ付、格段之以御憐憫身上被召上御国元江差下於一間所蟄居被仰付之、尤家財闕所可被仰付候処、是又格段之以御憐憫家財ハ妻子江被下置、御屋敷引払被仰付候、

出座

四月十三日

御目付

御徒目付

繰出 足輕目付

一 於別御長屋御目付申渡之覚、

児玉 武七

其方儀、御屋敷御名目を以、諸向より金子致借用、菊屋五郎右衛門

江内々用立候旨并五郎右衛門義是又、御屋敷御名目を以、其方并新次郎兩人引請奥印被頼候借用金之分共五郎右衛門自分借財之方江振向致差繰候、口々数多有之趣相聞得、段々僉義之処相違無之旨及白状、言語道断不届至極ニ付、

死刑ニも可被行者ニ候得共、金主・この行から「江戸」No.989A 先之者其数口莫大之損分致数口之証印手形不残御屋敷江上納ニ付、格段之以御憐憫身上被召上御国許江被差下於一間所蟄居被仰付之、尤家財闕所可被仰付候処、是又格段之以御憐憫家財ハ妻子江被下置、御屋敷引払被仰付候、

出座

四月十三日 御日付

御徒日付

繰出 足軽日付

両兒玉家の往来

それでは、両兒玉家にどういふ交流があつたのか、見ていくことにする。前述した註(12)の『兒玉南柯日記』(以下『日記』と略記する)には、南柯と武七及び兄の十蔵が行き来していた様子が書かれている。以下に〔表2〕として、それを示していく。

〔表2〕 両兒玉家の交流 『兒玉南柯日記』より抜粋(ゴシックは筆者)

1 安永9年(1780) 4月己酉朔

岳翁来訪 兒玉武七来

2 同年4月4日晴

之深川法禪寺又之柳島其家人皆適唯主人十蔵在閑話移時去之端場法源寺拜墳墓(下略)

3 同年8月14日雨

昨遣人於兒玉源蔵乃知其兄十蔵疾今日余訪源蔵詳其状頗危篤也(下略)

4 同年同月17日晴

兒玉十蔵其遂不起無子請以其季弟武七為嗣即武七書以報知余往会葬干端場法源寺喪事而還(下略)

5 同年同月18日晴

遣人於岩築(岩槻)報十蔵病死於家大人

6 同年同月26日晴

如柳島訪武七喪居

7 天明元年(1781) 4月13日晴

(前略) 兒玉武七・桐淵金次郎来訪余不在皆徒帰 改元天明移告云

8 同年閏5月23日・24日皆晴

兒玉武七来訪(下略)

両家の交流が書かれているのは、安永9年(1780)4月から天明元年(1781)閏5月までのわずか1年余りである。しかし、この記述からは、血縁としては繋がりがなくなつた両家ではあるが、家同士の交流が続いていたことが見て取れる。とりわけ貴重であるのは、弘前藩

の児玉家3代目当主十蔵が病死したあたりの記述、3〜6である。十蔵は前述した〔史料1〕で安永9年8月17日に死去したことが確認できるが、『日記』でも同日にその記述がある。また、十蔵の弟に源蔵という人物がいたことがわかり、弘前藩の記録には出てこない兄弟を知ることができた。十蔵の末期養子となつて家督を継いだ4代目武七は十蔵の季弟と書いてあることから、末弟であつた事も判明する。安太郎・十蔵・源蔵・武七と4人兄弟であつたと思われる。5では、南柯が十蔵の死を岩槻にいる養父親繁に、わざわざ人を遣つて知らせていることは、親繁の代にも両家の交流があつたことを物語っているようである。なお、7で出てくる桐淵金次郎は、武七とは義兄弟⁽²⁾になる定府の弘前藩士である。

結びにかえて

以上、岩槻藩と弘前藩の児玉家について、児玉南柯と児玉武七を中心にして、史料紹介してみた。両家の交流については、『日記』に8か所記載がみられた。残念ながら他には記載がないようである。武七の処罰について、南柯が知っていたのかどうかは不明である。知つたとしても、名誉な事ではないので、あえて記録しなかつた可能性もある。また、武七が処罰されたころ、南柯は岩槻にいて、儒者としての任務に一段と力を入れていた時期であつたことも影響しているのかもしれない。

武七は文化8年(1811)10月22日⁽³⁾に体孝院(8代藩主信明)の21回忌法会につき、特赦を受け、金5両3人扶持、お目見以上御留守居支配で、帰参が認められた。5年3か月に及ぶ流刑生活であつた。落合

新次郎も同じく特赦を受けた。武七が体孝院の回忌法会により、特赦を受けたのは、恐らく、8代藩主であつた信明の時、御小姓として近侍していたことと無関係ではないと思われる。特赦などの理由付けには、丁度よい条件であつたと推定されるのである。

註

(1) 後日、お送り頂いた『岩槻史林 第4・5号合併号』(岩槻地方史研究会 1976年刊)所載の、江渡要次郎「南柯先生の遺品に思ふ」に、本家市右衛門森克を初代とし、長男数馬偕賢、次男分家藤兵衛親純(南柯の曾祖父)の系図が示されていた。これによれば市右衛門は、旧姓長沢で母方の児玉姓を名のるとある。

(2) 『新訂寛政重修諸家譜 第十六』(続群書類従完成会 昭和40年刊) 319頁・大岡忠光の項。

(3) 同史料の(五)(TK288-20)に児玉家の記載があつた。この史料は全8冊あるが、虫損が甚だしい。イロハ順で約230家の確認ができる。約をつけたのは、虫損により、めくることの出来ない部分があるためである。1冊目は井上家の4代目からの記述であり、(4)と比べると、この前に2家があつた可能性がある。

(4) 同史料(TK288-21)は全5冊である。こちらも虫損が多い。イロハ順で178家の確認ができる。(3)にはあるが、この史料では確認できない家、例えば児玉家などがあるため家数が減少している。

(5) 弘前市立弘前図書館蔵の弘前藩庁日記には国元の日記(以下「国日記」と略)と江戸での日記(以下「江戸日記」と略)の二種類がある。

(6) 「分限帳 元禄十年 御日記方 第二」(TK280.3-51)では、「御馬乗方」として300石青沼勘右衛門・150石有海半七・5人扶

持中嶋善太夫・100石木立武右衛門・50俵4人扶持青沼八弥の5名が見える。同姓の青沼の二人は親子と考えられるので、「御馬乗方」はもとも4家であったと思われ、中嶋家が抜けたあとに、児玉家が召しかえられたものと推定される。なお、「分限帳」の原本は虫損が甚だしく、コピー本のみ閲覧できる。「イ」は「異本」、つまりコピー本の記号である。

(7)「分限帳 宝永三年 御日記方 第二ノ二」(TK280. 3-7イ)。

(8)「分限帳 正徳二年 御日記方 第二ノ二(2分冊の2)」(TK280. 3-9イ)の「御馬乗方」に、数馬(のち市右衛門)の名前が見え、金3枚5人扶持の切米表記の上に「勤料五十俵」の貼紙がある。

(9)「分限帳 寛延三年 御書物方 第七」(TK280. 3-133イ)の「御馬乗方」4人目に、「高式百石八人扶持」「江戸 小玉数馬」とあり、「加役」「加役引取」の注記がみえる。この「分限帳」には「御召し馬役」の役職はない。「八人扶持」の増加経緯は不明。

(10)「分限元帳 天明四年十月改 御書物方 第七(2分冊の内2)」(TK280. 3-42イ)の「御馬乗方」には児玉家の名前はないが、見習いとして、江戸の坂巻善次の名前がある。

(11)「第二区内小四区 士族代数調 緑丁・徳田丁」(TK288-273)によれば、明治5年(1872)当時、徳田町壱番に児玉家は住んでいた。

(12)『岩槻市史 近世史料編1 児玉南柯日記』(岩槻市役所 昭和55年刊)として活字化されている。現在、安永9年(1780)正月から文政2年(1819)12月までの53冊が現存しており、昭和31年(1956)に埼玉県指定有形文化財(古文書)となっている。

(13)加納久周は大岡忠光の2男で、岩槻藩2代藩主大岡忠喜の弟。8代將軍吉宗の側用人・若年寄を務めた加納久通の子、久堅の養子となり、上総一宮藩1万3千石の3代目藩主となった。よって、岩槻藩5代目藩主となった子の忠正は、3代藩主忠要、4代藩主忠烈とは従兄弟になる。

この、久周の知遇を受けたことも南柯の厚遇につながるわけである。

(14)当時、すでに「六論衍義大意」が刊行されていたので、これをテキストトに使用して村人に講義をした可能性が高い。

(15)「江戸日記」寛政10年(1798)11月20日条によれば、この日、菊屋五郎右衛門が二人目の弘前藩御蔵元に任命された。これ以前、弘前藩の蔵元は津軽屋三右衛門が一人で担当していた。本来、御蔵元は二人制であったようである。なお、菊屋は元々、江戸藩邸出入りの菓子商であった(梅谷文夫『狩谷掖斎』57頁)。

(16)以下の記述は「江戸日記」文化2年(1805)11月28日条、12月21日条、同月26日条の記事による。当初、菊屋の江戸廻米売り立て代金の未納分は、4300両と表記されているが、文化3年3月6日条では4650両程、同年4月12日条では4630両と金額に差がある。以下、4650両で述べていくことにする。

(17)「江戸日記」文化3年4月2日条の記事から作成。

(18)「江戸日記」文化3年正月19日条。

(19)『津軽歴史代記類 下』(青森県文化財保護協会編 国書刊行会復刻 昭和57年)86頁。

(20)「江戸日記」文化3年4月13日条。

(22)「江戸日記」文化3年4月14日条によれば、武七の処罰により、桐淵金次郎の倅と思われる竜助が、「伯父児玉武七」の義につき、奉公遠慮を伺い、その通りになっている。伯父の記述から、金次郎の妻で竜助の母が、武七の妹であった可能性が高い。

(23)「江戸日記」文化8年10月22日条。

(ふくい・としたか 弘前大学国史研究会会員)